い管理第６５４号
令和３年９月２日

三重県土地家屋調査士会　　様

いなべ市長　日沖　靖

境界確認業務における新型コロナウイルス
感染防止策への協力について（依頼）

平素は、いなべ市用地業務に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に伴い、令和３年８月２７日から三重県が緊急事態措置対象区域になり、不要不急の外出・移動の自粛等、感染防止策の徹底が求められています。

つきましては、境界確認業務において、下記の事項にご協力いただきたく、ご多忙中恐縮ですが、会員様へのご周知のほどお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の解除後も、当面の間は同様の対応とさせていただきたくお願いします。

記

１．境界確認申請書、境界確定書等の書類の提出は、原則として郵送で行うこと。
２．事前相談及び資料提供等は、可能な限り電話及び電子メールで行い、来庁を避けること。
３．現地立会は、原則として個別に実施し、立会協議又は現地での調整が必要となる場合は、必要最小限の利害関係者のみで日程を調整して行うこと。

いなべ市　建設部管理課
事務担当：日紫喜、多湖
TEL：0594-86-7835
FAX：0594-86-7870